事業とを併せて行う法人、法人税法第27条、第62条第２項、第62条の５第２項若しくは第142条の２の２若しくは所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この記載要領において「令和２年所得税法等改正法」という。）第３条の規定（令和２年所得税法等改正法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第27条の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第57条の７第１項、第57条の７の２第１項、第59条第１項若しくは第２項、第61条の２第１項、第61条の３第１項、第66条の13、第67条の14第１項、第67条の15第１項、第68条の３の２第１項若しくは第68条の３の３第１項若しくは令和２年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法第57条の７第１項、第57条の７の２第１項、第59条第１項若しくは第２項、第61条の３第１項、第66条の13、第68条の３の２第１項、第68条の３の３第１項、第68条の57第１項、第68条の57の２第１項、第68条の62第１項若しくは第２項、第68条の64第１項、第68条の65第１項若しくは第68条の98の規定の適用を受ける法人、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この記載要領において「震災特例法」という。）第18条の３第１項若しくは令和２年所得税法等改正法第23条の規定による改正前の震災特例法第18条の３第１項若しくは第26条の３第１項の規定の適用を受ける法人又は政令第21条の２の３若しくは地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令第21条の２の３の規定の適用を受ける法人が、課税標準となる所得の計算を行う場合又は単年度損益の計算を行う場合に記載し、第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に添付すること。

［２～５　略］

６　「所得金額（法人税の明細書（別表４）の㉞）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表４の２付表）の㊷）①」の欄は、法人税法第64条の８の規定の適用を受ける法人にあっては法人税の明細書（別表４）の「合計㉞」の欄の金額に、法人税の明細書（別表４付表）の「通算法人の合併等があつた場合の欠損金の損金算入額⑼」の欄の金額を加算した金額を記載し、令和２年旧法人税法第81条の９第４項の規定の適用を受ける法人にあっては法人税の明細書（別表４の２付表）の「仮計㊷」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額㉞」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

［７　略］

８　法第72条の２第１項第３号イに掲げる法人が同号に掲げる事業に係る単年度損益の計算を行う場合にあっては、「繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額㉕」及び「債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額㉖」の各欄は記載しないこと。

［９・10　略］

第六号様式別表五の二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　別紙二十六　挿入］

第六号様式別表五の二（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　略］

第６号様式別表５の２記載要領

［１～４　略］

５　「単年度損益⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　法人税法第27条の規定の適用を受ける法人にあっては、同欄を「（別表５㉔―同表⑥）」と読み替えて計算した金額を記載すること。

⑵　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第１項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令第21条の２の３の規定の適用を受ける法人が、課税標準となる所得の計算を行う場合又は単年度損益の計算を行う場合に記載し、第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に添付すること。

［２～５　同左］

６　「所得金額（法人税の明細書（別表４）の㉞）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表４の２付表）の㊷）①」の欄は、法人税法第81条の９第４項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表４の２付表）の「仮計㊷」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額㉞」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

［７　同左］

８　法第72条の２第１項第３号イに掲げる法人が同号に掲げる事業に係る単年度損益の計算を行う場合にあっては、「繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額㉕」の欄及び「債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額㉖」の欄は記載しないこと。

［９・10　同左］

第六号様式別表五の二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　別紙二十五　挿入］

第六号様式別表五の二（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　同上］

第６号様式別表５の２記載要領

［１～４　同左］

５　「単年度損益⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。

［新設］

⑴　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の２の12の規定による読替え後の法人税法第59条第１項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式㊼」とあるのは「（第６号様式㊼―別表10⑨）」と、「別表５㉔」とあるのは「（別表５㉔―別表10⑨）」と読み替えて計算した金額を記載すること。